

第2 事案の概要（略称は、特記しない限り、原判決の例による。）

1 事案の要旨

本件は、控訴人Dが夫Eと別居したものの離婚手続を取らないままFとの間で控訴人Aを懐胎、出産し、控訴人Aの出生届を提出しなかったため、控訴人Aが無戸籍となり、控訴人Aが無戸籍のまま控訴人B及び控訴人Cを出産し、控訴人B及び控訴人Cも無戸籍となったことにつき、控訴人らが、父（夫）にのみ嫡出否認の訴えの提訴権を認める民法774条から776条までの規定（本件各規定）は、合理的な理由なく父と子及び夫と妻との間で差別的な取扱いをしており、憲法14条1項及び24条2項に違反すると主張し、本件各規定を改正する立法措置をとらなかった立法不作為の違法を理由に、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づき、各損害賠償金55万円（慰謝料50万円、弁護士費用5万円）並びにこれに対する控訴人A及び控訴人Dについては控訴人Aの出生の日から、控訴人B及び控訴人Cについては各人の出生の日からそれぞれ支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原判決は控訴人らの請求をいずれも棄却したため、控訴人らが本件各控訴を提起した。

2 前提事実

次の事実は、当事者間に争いが無いが、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認められる。

(1) 控訴人Dは、昭和〇〇年〇〇月〇〇日当時、Eと婚姻していたが、同日、Eの暴力を理由にEと別居した。（甲2から4まで、65）

(2) 控訴人Dは、Eと離婚手続をとることなくFと交際して懐胎し、昭和〇〇年〇〇月〇〇日、控訴人Aを出産した。控訴人Dは、控訴人Aの出生後、所定の期間内に出生届を提出しなかった。

(3) 控訴人DとEは、昭和〇〇年〇〇月〇〇日、協議離婚した。

Fは、同年〇〇月〇〇日、控訴人Aの出生届をa区長に提出したが、平成11年法律第160号による改正前の戸籍法49条及び52条1項に規定する要件を具備していないことを理由に不受理とされた。（甲1）

(4) 控訴人Aは、平成〇〇年〇〇月〇〇日に控訴人Bを出産し、同年〇〇月〇〇日に出生届を提出した。また、平成〇〇年〇〇月〇〇日に控訴人Cを出産し、同月〇〇日に出生届を提出した。

いずれの場合も、控訴人Aの戸籍がなかったため、すぐには戸籍に記載されなかった。

(5) Eは、平成〇〇年〇〇月頃、死亡し、控訴人Dは、平成〇〇年〇〇月頃、Eが死亡したことを知った。

控訴人Aは、Fに対する認知調停を申し立て、平成〇〇年〇〇月〇〇日、認知を認める審判が確定した。

また、控訴人Aは、母の氏に変更する許可を申し立て、平成〇〇年〇〇月〇〇日、申立てを認める審判がされた。

Fは、平成〇〇年〇〇月〇〇日、上記各審判書を添付して、控訴人Aの出生届を提出し、平成〇〇年〇〇月〇〇日、控訴人Dの戸籍に控訴人Aが記載された。控訴人Aは、それまで戸籍に記載されていなかった。

(6) 控訴人Bの出生届に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日、控訴人Aを筆頭者とする新戸籍が編製され、同戸籍に控訴人B及び控訴人Cが記載された。控訴人B及び控訴人Cは、それまで戸籍に記載されていなかった。